

**大阪市地域防災
アクションプラン
Ver. 2.0**

令和2年6月

大 阪 市

表紙裏面空白

1. 基本方針

(1) はじめに

・大阪市では、平成 20 年 3 月の「大阪市地域防災計画」の修正を踏まえ、平成 21 年 9 月に「大阪市地震防災アクションプラン」を策定し、上町断層帯地震や東南海・南海地震の被害想定を対象とした防災・減災対策に取り組んできましたが、大阪府地域防災計画の修正、平成 30 年 6 月の大坂府北部地震や平成 30 年 9 月の台風 21 号の教訓、水防法等の各種法改正等を踏まえ、令和 2 年 4 月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示しました。新たな「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害（豪雨による河川氾濫・内水氾濫、台風、高潮）など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取り組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を次の取組目標のもと新たに策定し、様々な防災・減災対策を推進していきます。

➤ 取組目標

各種災害に対し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、大阪府の被害軽減目標に留意し、被害を最小化することを取組目標とする。

- 人的被害（死者数）を限りなくゼロに近づける
- 経済被害（被害額）を最小限に抑える

- ・策定にあたっては、各種災害リスクへの対応について、あらゆる側面から検討するとともに、大阪府北部地震や平成 30 年台風 21 号等、過去の災害から得られた経験の活用、国の国土強靭化基本計画に示された方針等を踏まえます。
- ・本アクションプランの策定・推進については、全庁横断的な検討体制である「大阪市地域防災アクションプラン策定チーム（リーダー：副市長、サブリーダー：危機管理監）」において行います。

(2) 取組期間

➤ 取組期間

- 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、「新・大阪府地震防災アクションプラン」(H31. 1 策定) の取組期間（平成 27～36 年度）との整合を図ります。

(3) アクション

➤ アクション項目・内容の設定

- ・アクション項目は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」との整合を図り、大阪市地域防災計画に該当する分野・アクション名として整理し設定します。
- ・アクション内容は、大阪市地域防災計画に記載している内容から、アクションプランとして各個に進捗管理を行うべきものを抽出・整理し設定します。
- ・全市的に取り組む事項、一部の所属が取り組む専門的な事項を必須アクション、所属が個別に取り組む事項を任意アクションとして取り扱います。

➤ アクションごとの目標設定

- ・防災・減災対策の着実な推進に向けて、それぞれのアクションにおいて取組み期間を「短期取組（R2年度）」・「中間取組（R3～R4年度）」・「最終取組（R5～R6年度）」に区分し、各期間中に目指すべき目標を設定します。

【アクションの立案及び推進にあたっての留意点】

- ✓ 第一：人命保護、第二：しなやかさ（しなやかな機能回復等）の優先順位で、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な対策を検討する。
- ✓ 「大阪市地域防災計画」や「大阪市防災・減災条例」に基づき、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な相互連携と役割分担を組み合せた取組みを立案・推進する。
- ✓ 既存資源の有効活用に努め、施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果（コストパフォーマンス）の最大化を推進する。
- ✓ 各アクションについては、「大阪市ICT戦略」に基づいて、ICTの活用を検討する。
- ✓ 国家的な観点からの支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案、要請する。
- ✓ 日常時の業務の延長として、非常時の対応を行うことで、速やかに防災・減災効果が発揮できるよう「対策の普段化」の視点を持って、取組みの立案・推進を行う。
- ✓ 「大阪市地域防災計画」において各項目の実施主体を明確化したことに伴い、各所属の防災・減災に係る取り組みの進捗現況を精査するとともに、各所属から実効性のある提案を頂くことで、より効果的でニーズの高いアクションの提起を図る。
- ✓ 高齢者、障がい者、こども、女性、外国人等、様々な立場の方の視点を一層重視し、特に、外国人に対する支援として多言語支援センター運営マニュアルの更新や情報発信ツールを用いた多言語による情報提供の充実を図る。
- ✓ 国や府の動向（水防法改正・大阪府地域防災計画修正等）を踏まえて、「大阪市地域防災計画」修正の際に取り入れた事項について具体的な取り組みを検討する。

(4) プランの進捗管理

- ・各アクションは、策定チームにおいて、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見直し・改善につなげ、本アクションプランの着実な推進を図ります。

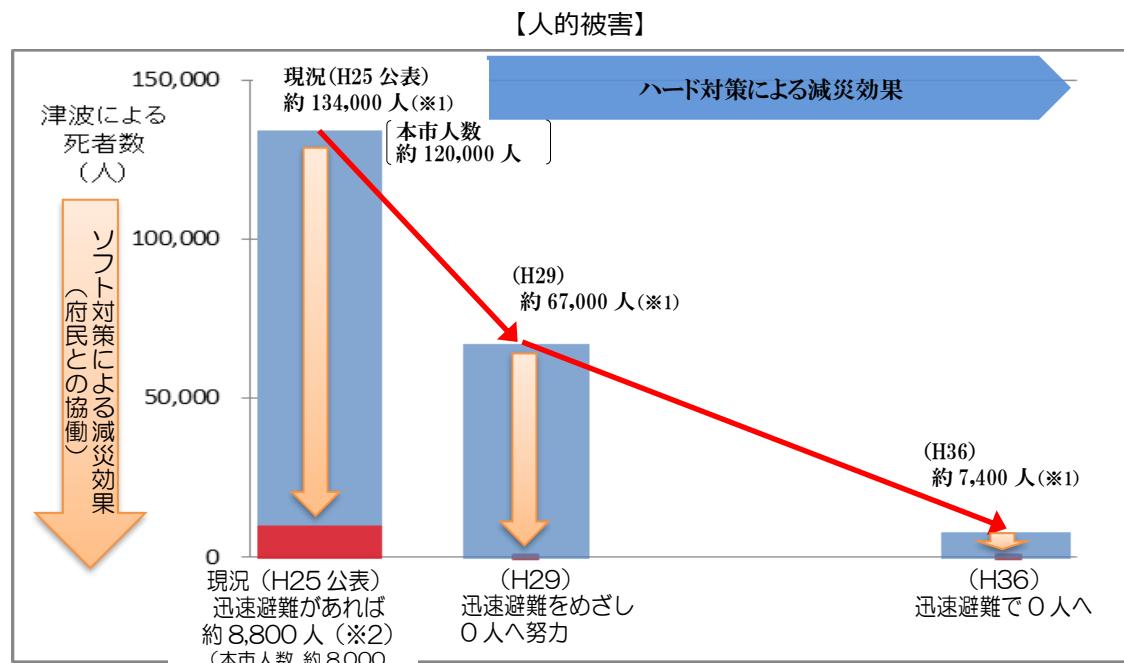
(5) 被害軽減目標

- 本市で想定される各種災害の被害の軽減を図っていく上で、以下に示す、「新・大阪府地震防災アクションプラン」(H31.1策定)に設定されている、本市において人的被害が最も大きい南海トラフ巨大地震における津波・浸水被害の軽減目標に留意し、本アクションプランを推進していきます。

① 人的被害（死者数）

- 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、令和6年度までに、平成25年度の被害想定からの『人的被害（死者数）9割減』をめざします。
 - 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる「逃げる」取組みにより、府民のみなさまとともに、『人的被害（死者数）を限りなくゼロに近付けること』をめざします。
- 防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組みにより、
・令和6年度までに、『堤防沈下等による被害^(注)をゼロに近づけること』
をめざします。

(注)：地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、津波到達前の潮位（朔望平均満潮位）による浸水により想定される被害



※ 1 … 「早期避難率低」の場合（避難開始が発災5分後:20%、15分後:50%、津波到達後あるいは避難しない:30%）

※ 2 … 「避難迅速化」の場合（避難開始が発災5分後:100%）

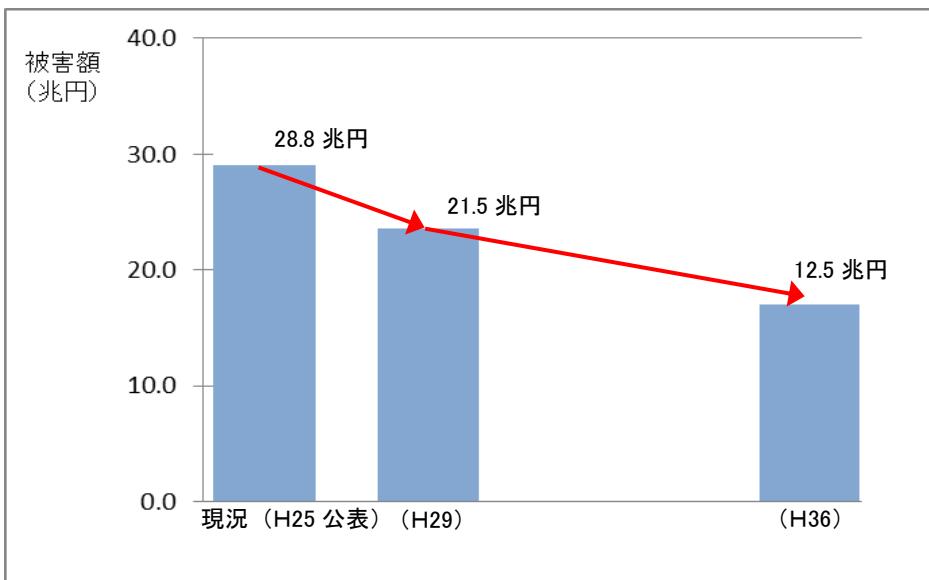
(注)冬18時の想定のため、避難開始をそれぞれ5分加算

② 経済被害（被害額）

□ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、
『経済被害（被害額）5割減』をめざします。

…これは、府内総生産（GDP）の約4割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。

【経済被害^{※1}】



※1 経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上

- ・「資産等の被害額」：建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
- ・「生産・サービスの低下による影響」：民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

* 「新・大阪府地震防災アクションプラン」(H31.1策定) P. 8~9 を引用・編集して作成

2. アクション項目

「大阪市地域防災計画」に定める基本理念『減災』を基本目標として、5つのテーマ、19分野に分類した51のアクションを推進します。

地域防災アクションプランのテーマ・分野別分類(令和2年度以降)

※網掛は新規追加項目

テーマ	分野	No	アクション名	主担当
活動体制の整備	活動体制	1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室
		2	災害情報の収集・分析・共有・伝達能力の強化	危機管理室
		3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
	協働・協力体制	4	災害時医療体制の整備	健康局
		5	医薬品、医療用資器材の確保	健康局
		6	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局
		7	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室
		8	避難所の空調設備の整備	危機管理室
		9	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室
		10	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室
		11	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援	危機管理室
		12	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区
		13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室
		14	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、市民局
	3 (再掲)		災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
災害広報	13 (再掲)		災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室
	26		災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局
活動拠点等の確保	15		市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局
	16		広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局
	17		水道施設の耐震化等の推進	水道局
	18		迅速な道路啓開の実施	建設局

		19	都市施設の防災機能の強化	港湾局
		20	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局
		21	市設建築物の応急対策	危機管理室
避難・安全確保		22	地下空間対策の促進	危機管理室
		23	的確な避難勧告等の判断・伝達	危機管理室
		24	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局
		25	帰宅困難者対策の確立	危機管理室、該当区
		26 (再掲)	災害時の外国人への情報提供等	経済戦略局
		27	在住外国人への防災意識啓発活動の推進	危機管理室
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局
		7 (再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室
		10 (再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区
		13 (再掲)	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	政策企画室
		28	防災意識の啓発	危機管理室
		29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室
予防応急対策	防災教育・訓練	1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室
		3 (再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
		22 (再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室
		30	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局
		31	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局
予防応急対策	社会基盤施設の耐震化等	32	市街地の浸水対策	建設局
		33	河川・港湾施設等の災害予防・応急対策	港湾局
		34	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局
		35	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局

		36	災害時における下水道機能の確保	建設局
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区
		15 (再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局
		16 (再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局
		17 (再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局
		28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室
市街地の 防災性向上		37	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、建設局
		38	防災空間の整備・拡大	経済戦略局
		12 (再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、該当区
		31 (再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局
		32 (再掲)	市街地の浸水対策	建設局
津波対策		39	長期湛水の早期解消	建設局
		30 (再掲)	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局
消防体制		40	緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備	消防局
		41	消防活動体制の充実	消防局
		9 (再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室
		15 (再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局
		24 (再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局
		34 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局
社会環境 の確保	医療・救護	4 (再掲)	災害時医療体制の整備	健康局
		5 (再掲)	医薬品、医療用資機材の確保	健康局
		6 (再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局
	衛生・廃棄物等	42	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局
		43	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	健康局
		44	愛護動物の救護	健康局

	34 (再掲)	上水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局
生活物資	28 (再掲)	防災意識の啓発	危機管理室
	35 (再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局
行方不明者の搜索・遺体の処理・火葬	45	遺体の適切な取扱	危機管理室、環境局
被災者支援	広聴	46 被災者の要望対応に向けた体制の整備	危機管理室
住宅	47	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局
	48	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局
	49	建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局
義援金	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局
金融支援等	20 (再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室、市民局
災害復旧・復興対策	50	復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室
	51	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進	都市整備局、建設局
	1 (再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室

大阪市地域防災 アクションプラン

[必須アクション]

(全市的に取り組む事項、一部の所属が取り組む専門的な事項)

番号	アクション名	アクション内容	主担当
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ (震2-3-5) 職員収集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。 ・ なお、B C P^(注1)の策定に当たっては、地域防災計画に定められた災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の継続を各所属で行えるよう、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ・ (震 2-3-5) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう受援体制の構築を計画しておくとともに、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 業務継続体制並びに復旧体制の整備 [全所属] 2. 受援体制の整備 [危機管理室]	関係所属 全所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
2	災害情報の収集、分析、共有、伝達能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> （震2-5）市本部と各部・区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、危機管理室は総合防災情報システムを整備し、多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。 	危機管理室
目 標			
令和 2 （ 6 年 度	必須	1. 防災情報システムの再構築 [危機管理室]	関係所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> （震2-25-1）市職員は災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 （震 2-26）本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した実践的な訓練を積極的に実施する。 	危機管理室
目 標			
令和 2 （ 6 年 度	必須	1. 職員の対応能力向上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施 [全所属] 2. 防災関係機関との連携した訓練の実施 [全所属]（防災関係機関との連携がない所属を除く）	関係所属 全所属

番号	アクション名	アクション内容	主担当
4	災害時医療体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-40) 災害により市民等が医療及び助産の手段を失った場合、応急救護を行う等、被災者救護の実施や、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、体系的に、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備に努める。 ・(震 2-40-3) 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、市本部救急医療調整本部（以下「医療調整本部」という）の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を実施する。 	健康局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 災害時における医療に関する協力体制の確認・改善 [全区] [健康局]	関係所属 全区 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
5	医薬品、医療用資器材の確保	・ (震 2-40-2) 災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。	健康局
目 標			
令和2年度	必須	1. 医薬品、医療用資器材の確保に関する協力体制の確認・改善 [健康局]	関係所属 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
6	被災者の巡回健康 相談等の実施	<ul style="list-style-type: none"> （震2-41-3）災害時避難所の開設が長期間にわった場合、区本部は保健医療調整本部の協力を得て、救護所の運営を図る。 （震2-41-4）区本部は、災害時避難所の状況を調査し、健康部の協力を得て、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し派遣する。他の自治体からの応援を要する場合は、保健医療調整本部が大阪府に連絡する。 （震2-41-4）保健師等は、救護所、各災害時避難所及び仮設住宅等を巡回し、「災害時保健師活動マニュアル」、「災害時の栄養士活動マニュアル」等に基づき被災者の健康管理、栄養指導等を行う。診療や精神面での専門相談を要する場合などは健康部等と連携をとり、被災者が適切な支援を受けられるように調整する。 	健康局
目 標			
令和 2 1 6 年 度	必須	1. 「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の栄養士活動マニュアル」等の確認・改善 [健康局] 2. 被災者の巡回健康相談等に関する協力体制の確認・改善 [全区]	関係所属 健康局 全区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
7	福祉避難所等の確保 及び災害時における体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (震 2-18-2) 災害時避難所の一部の部屋を、各地域で行われる避難所開設訓練等を通じ、福祉避難室として確保する。 日常生活用具等、備品の整備に努めるとともに、災害時に不足する備品を円滑に供給できるよう協定等により確保する。 指定した社会福祉施設に対して、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1.福祉施設等との協定締結等による福祉避難所の確保又は充実 [全区] 2.福祉避難所開設運営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者 <small>(注2)</small> の支援体制の整備 [危機管理室][福祉局][健康局][全区]	関係所属 全区 危機管理室 福祉局 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
8	避難所の空調設備の整備	・(震 2-18-2) 危機管理室と教育委員会事務局は、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つために、空調、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、電話等の機器の整備を図る。	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 避難生活の環境を良好に保つための、空調設備の整備 [危機管理室]	関係所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
9	地域防災力強化に 向けた 自主防災組織の 活動支援	<p>・(震 2-18-4) 避難所の開設・運営については、避難所開設・運営ガイドラインを踏まえ、地域における訓練等によりあらかじめ検討を行う。</p> <p>また、開設・運営にあたっては要配慮者、多言語支援が必要な避難者に対して生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努めるとともに、男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違い等多様な視点に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	危機管理室

目 標

令和 2 （ 6 年 度 ）	必 須	1. 地域防災リーダーを育成するための研修等の実施 [全区] [消防局] 2. 地域防災における男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 [全区] [市民局] [危機管理室] 3. 防災訓練等を踏まえた地区防災計画の見直し [全区] [危機管理室]	関係所属
			全区 消防局 危機管理室 市民局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
10	「避難行動要支援者」支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-21-1) 自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者^(注3)の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。 ・(震2-21-1) 「大阪市避難行動要支援者名簿」をあらかじめ作成、毎年更新する。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 全地域における避難行動要支援者名簿が存在する状況の実現 [危機管理室] [全区] (実施済み区を除く) 2. 避難行動要支援者への避難支援体制の整備 [危機管理室] [福祉局] 3. 自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援活動の促進 [全区] [危機管理室] 4. 避難行動要支援者に対する情報発信体制整備 [危機管理室][全区][福祉局]	関係所属 危機管理室 全区 福祉局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
11	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援	・(風水 2-17-4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. すべての対象施設による計画書の作成と本市への提出 [危機管理室] 2. すべての対象施設が実効性のある防災研修等と訓練を行い、地区の訓練や防災計画等にも参画する状況の実現 [危機管理室]	関係所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
12	避難施設の確保 及び防災空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ (震 2-2-18) 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設（避難場所、避難所、避難路）の整備・拡充を図り、予め指定とともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。 ・ (震 2-18-1) 災害種別毎に検証の上、地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所を避難場所として指定する。 ・ (震 2-18-2) 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所を避難所として指定する。 	建設局 該当区*
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域毎の避難計画を踏まえた津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）^(注4) の確保又は充実 [該当区のみ] 2. 避難場所となる都市公園の整備・拡充 [建設局] 3. 避難路を担う都市計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体交差事業の実施 [建設局] 4. 避難路における橋梁の耐震対策の実施 [建設局] 5. 避難路における電線共同溝の整備 [建設局] 	関係所属 該当区* 建設局

*該当区（天王寺区、阿倍野区を除く 22 区）

番号	アクション名	アクション内容	主担当
13	災害時の市民等への広報体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> （震2-13-1）広報活動の実施に当たっては、各部・区本部が連携し、その時点で活用できる広報手段により、迅速に行う必要がある。 なお、市民等に対し、自らの判断で行動がとれるように適宜、的確に周知できるようになるとともに、様々な人に伝わるように努める。 （震2-13-3）広報の方法の多様化に努める。 （震2-13-4）市外へ避難する市民が支援やサービス等の情報を取得できるよう、ホームページやSNS等による広報を実施する。 	政策企画室

目 標

令和 2 年 度	必 須	1. 災害時における広報活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実 [政策企画室] [危機管理室] [ICT戦略室] 2. 平時からの各種報道機関等との連携体制の確認・改善 [政策企画室] 3. 新たなデジタル同報無線設備の整備 [危機管理室] 4. 市民等に対し、自らの判断で行動がとれるようにするとともに、様々な人に迅速・的確に情報が伝わるように努める [政策企画室]	関係所属
			政策企画室 危機管理室 ICT 戦略室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
14	災害ボランティアの充実と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-11)ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。 ・(震2-11-1)幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を開催するために整備される活動拠点の整備に努める。 	危機管理室 市民局
目 標			
令和2年度	必須	1. 社会福祉協議会と連携した災害ボランティアの活動環境の整備 [全区] 2. 社会福祉協議会など関係団体との協力体制の確認・改善 [危機管理室] [市民局]	関係所属 全区 危機管理室 市民局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
15	市設建築物の耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> （震 2-27-1）災害時に重要な役割を担う市設建築物（災害対策施設等）のうち、耐震性が不十分であるものについては、「大阪市耐震改修促進計画」に沿って早期の耐震化完了をめざす。 	該当所属※ 都市整備局

目 標

令和 2 （ 6 年 度 ）	必 須	1. 「大阪市耐震改修促進計画」（H28.3）に基づき、市設建築物の耐震対策（特定天井脱落対策等を含む）の実施 [該当所属のみ]（実施済み所属を除く）	関係所属
			該当所属※

※該当所属：「耐震性が不十分な災害対策施設等」又は「未対策の特定天井を有する災害時に重要な機能を果たす施設」を所管・所有する所属
 なお、進捗の取りまとめは都市整備局が行う

番号	アクション名	アクション内容	主担当
16	広域緊急交通路等の通行機能確保	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-14-2) 災害時に災害応急対策活動を迅速、的確に実施するため、事前に緊急交通路及び輸送基地を指定しその整備を推進するとともに、それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化し、防災性の向上を図る。 ・(震2-14-3) 中枢防災活動拠点から、直接市民等にきめ細かい救援を提供するコミュニティ防災活動拠点まで、相互の連絡、支援がスムーズに行えるよう、情報と物流のネットワークを構築の整備を推進する。 	建設局 港湾局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 緊急交通路を担う都市計画道路の整備 [建設局] 2. 緊急交通路における橋梁の耐震対策の実施 [建設局] [港湾局] 3. 緊急交通路における電線共同溝の整備 [建設局] 4. 緊急交通路における管路（下水）の耐震化 [建設局]	関係所属 建設局 港湾局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
17	水道施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-29-1) 取・浄・配水場の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施する。 管路については、地震直後においても、当面必要となる水量を供給できる管路網を構築するため、地震時に被害が集中する鉄管や重要給水施設に至る管路の更新を優先的に進めるなど、効果的に耐震化を実施する。 ・(震 2-29-1) 想定地震に対しても取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、施設運転用の自家発電設備の整備など送電停止対策を行う。また、電力使用制限・計画停電が実施される際にも、水道施設は対象から除外されるよう国等へ働きかける。 ・(風水 2-31-3) 都市施設や避難所等は、水害が発生した場合においても、その基本機能や防災活動拠点としての機能を維持する必要がある。水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、各施設管理者は、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 	水道局

目 標

令和 2 ~ 6 年 度	必 須	1. 豊野浄水場の耐震化 [水道局] 2. 鉄管の解消 [水道局] 3. 国のガイドライン ^(注5) で定める重要給水施設 ^(注6) に至る配水本管及び配水支管の「耐震管」化 ^(注7) を進め、特に、広域避難場所(34箇所)及び災害医療機関(94箇所)に至る管路については最優先で実施(～R9年度) [水道局] 4. 浄水場への自家発電設備の整備 [水道局] 5. 災害時における安定した電力の確保 [水道局] 6. 水道施設の耐水化 [水道局]	関係所属

番号	アクション名	アクション内容	主担当
18	迅速な道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-15-3) 道路管理者（港湾管理者）は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、府、市本部及び大阪府警察等に報告する。 ・(震 2-15-4) 道路管理者（港湾管理者）は大阪府警察や他の道路管理者（港湾管理者）等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開^(注8)作業を行う。 	建設局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 関係機関と連携した道路啓開訓練の実施による道路啓開体制等の確認・改善 [建設局]	関係所属 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
19	都市施設の 防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> (震2-14-2) 道路管理者（港湾管理者）は、道路・橋梁等の耐震化を推進するとともに、港湾管理者は、大阪港港湾計画に基づき、緊急物資輸送に資する耐震強化岸壁の整備や国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備を推進する。 	港湾局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必 須	1. 夢洲地区における、国際海上コンテナ輸送の機能維持に資する耐震強化岸壁の整備の推進 [港湾局]	関係所属 港湾局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
20	生活再建、事業再開 のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-54-1) 配分委員会の決定に基づき区本部で行い、被災者に対し円滑に義援金を配分できるよう体制を整備する。 ・(震 2-56-1) 災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、研修等の実施により住家被害の調査に従事する職員の育成を図るとともに、罹災証明書等の交付を迅速に行えるよう、必要な業務の実施体制の確保に努める。 	危機管理室 市民局

目 標

目標			関係所属
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 義援金の受領、保管及び配分体制の確認・改善 [市民局] [会計室] [全区] 2. 「大阪市災害義援金配分委員会要綱」の作成 [市民局]	市民局 会計室 全区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
21	市設建築物の 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-27-2) 各施設の実際の管理者と日常より相互に緊密な連携をとり、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。また、各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。 ・(震 2-27-2) 各施設の特殊性等を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設保全、被害状況把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行う。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 施設ごとの安全確認カルテの作成・更新 [該当所属] 2. 建物の安全確認に関する訓練の実施 [該当所属]	関係所属 該当所属*

※常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設を所管する所属

避難所については、所管局と区役所で連携を行い取組む

番号	アクション名	アクション内容	主担当
22	地下空間対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-19-1) 迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 維持管理計画に基づき地下道等の定期点検及び計画的な補修等の実施 [建設局]	関係所属 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
23	的確な避難勧告等の実施・伝達	<ul style="list-style-type: none"> (震2-17) 市民等や事業者、自主防災組織は、あらかじめ避難場所、避難所及び避難経路等の確認や、応急措置に関する情報の収集手段の確保に努めるとともに、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、自ら積極的に情報の収集に努めるものとする。 (震 2-17-5) 即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の勧告、指示の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確認するなど、避難勧告等の発令基準や対象区域の確認・改善 [危機管理室]	関係所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
24	地域防災力強化に 向けた 水防団等の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・(風水 2-17-7) 淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 ・(風水 2-17-7) 青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 ・(風水 2-38-4) 国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。 	建設局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 水防事務組合の高齢化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力 [建設局] [該当区のみ] 2. 水防活動の拠点となる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協力 体制の確認・改善 [建設局] 3. 水防事務組合が実施する水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加 [建設局] [該当区のみ]	関係所属 建設局 該当区※

※該当区（淀川流域：西淀川・淀川・東淀川、北・旭・福島・此花・西・港・大正・浪速）
 （大和川流域：住之江・住吉・東住吉・平野）

番号	アクション名	アクション内容	主担当
25	帰宅困難者対策の確立	<ul style="list-style-type: none"> (震 2-20-2) 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。 また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。 	危機管理室 該当区
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 市内の事業者に対する、施設内待機等に係る計画策定の働きかけ [危機管理室]	関係所属
		2. ターミナル駅周辺の企業・事業所等に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援を求めるなど、帰宅困難者 ^(注9) を支援できる環境づくりの検討 [危機管理室][該当区]	危機管理室 該当区
		3. 検証に基づく、帰宅困難者対策計画・マニュアルの改訂 [危機管理室]	

番号	アクション名	アクション内容	主担当		
26	災害時の外国人への 情報提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-22-3) 経済戦略部は「災害時における外国人市民支援に関する協定」に基づき、必要に応じて災害多言語支援センター^(注10)（以下「多言語支援センター」という。）を国際交流センターに設置する。国際交流センターは、経済戦略部の指示に基づき、多言語支援センターの運営にかかる業務を行う。 ・(震 2-22-1, 4) 経済戦略局は大阪観光局と連携し、来阪外国人旅行者に対して、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努めるとともに、災害時においては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供する。また、災害発生から帰国までの間の来阪外国人旅行者の滞在場所は、滞在又は予約している宿泊施設が基本となることや、災害時には自国の駐日外国公館等のホームページを確認するよう周知する。 	経済戦略局		
目 標					
令和 2 ～ 6 年 度	必須	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区役所と連携した多言語支援センター運営マニュアルの実践的な検証と実効性の向上 [経済戦略局] 2. 多機能型の観光案内板（デジタルサイネージ）等の情報発信ツールを活用した、来阪外国人旅行者への災害時に必要な情報の多言語による提供機会の増加 [経済戦略局] 3. 来阪外国人旅行者に対し、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用を可能とする宿泊施設との協力関係を構築 [経済戦略局][危機管理室] 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">関係所属</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">経済戦略局 危機管理室</td> </tr> </table>	関係所属	経済戦略局 危機管理室
関係所属					
経済戦略局 危機管理室					

番号	アクション名	アクション内容	主担当
27	在住外国人への防災意識啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-22) 居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。 ・(震 2-22-1) 災害による被害の軽減を図るためにには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動に努める。外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努め、併せて、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。 	危機管理室

目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必 須	関係所属	
	1. 平時における在住外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施の検討	[全区]	全区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
28	防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-25-2) 市民等に対して、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。また、市内に滞在及び通過する市民等に対しても、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。 ・(震2-25-6) 「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努め、防災教育環境の充実に努める。 ・(震 2-25-7) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必 須	1. 防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施 [全区] [危機管理室] 2. 必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善 [全区] [危機管理室]	関係所属 全区 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	<ul style="list-style-type: none"> （震2-25-1）平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 （震2-25-1）本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う。このため、各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必 須	1. 災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し [全所属]	関係所属 全所属

番号	アクション名	アクション内容	主担当
30	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> （資 17-4）地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。 （資 17-4）大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防潮施設の耐震・液状化対策について、早急に取り組む。 （震 2-33-4）防潮施設等の維持管理・老朽化対策の実施により、津波等の災害発生時その機能を果たすことができるよう努める。 （資 17-4）洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な改修・環境整備を図る。 	建設局 港湾局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	<ol style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外における百数十年に 1 度の規模の津波（L1）により浸水する箇所など、中期的に対策すべき堤防等の耐震・液状化対策の実施（令和5年度まで） [港湾局] [建設局] 福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業(国直轄河川事業)」を推進 [建設局] 	関係所属 港湾局 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
31	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	・(震 2-31-1) 市民等の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを目指すため、耐震性が不十分である民間建築物の改修等の促進を図る。	都市整備局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 「大阪市耐震改修促進計画」(H28.3)に基づき民間住宅等の耐震化の促進 [都市整備局]	関係所属 都市整備局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
32	市街地の浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・(風 2-31-1) 洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な整備を図る。 ・(風 2-31-2) 浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施する。 ・(風 2-31-3) 水害時における円滑な防災活動を可能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図る。 	建設局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. R6年度までに雨水排水施設能力を87%とするため、抜本的な浸水対策として下水道幹線・ポンプ施設の整備 [建設局] 2. H23～25の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進 [建設局]	関係所属 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
33	河川・港湾施設等の災害 予防・応急対策	・(資 17-7) 過去最大規模の台風(伊勢湾台風級)が、平成30年台風第21号のコースを通り来襲することを想定し、越波に対する堤防の高さの確保を行い、安全度を高めることとする。	港湾局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 埋立地(咲洲・舞洲・夢洲)において、過去最大規模の台風の高潮・高波により浸水する箇所の浸水対策の実施 [港湾局]	関係所属 港湾局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
34	上水道施設被災時 における 消防用水の確保	<ul style="list-style-type: none"> （震2-38-3）震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて、消火栓以外の消防水利として、耐震性貯水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには海、河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。 	建設局 消防局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 戰前・戰時中設置の防火水槽に対し、必要な措置を実施 [消防局] 2. 下水処理場における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備 [建設局]	関係所属 消防局 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
35	水道の早期復旧及び 飲用水、生活雑用水等 の確保	<ul style="list-style-type: none"> （震2-42-4）災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定される。このため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。 （震2-44-2）災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保については備蓄、運搬給水様式、拠点応急給水様式により必要量の確保を行う。 	建設局 水道局

目 標

令和 2 ~ 6 年 度	必 須	1. 災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保のため、応急給水用資器材・応急復旧用資機材の備蓄を行うとともに、民間業者からの調達、応援協定に基づく他都市への応援要請等を実施する枠組みの確認・検証 [水道局] 2. 下水処理場における下水高度処理水の防火・生活雑用水供給設備の整備 [建設局]	関係所属
			水道局 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
36	災害時における下水道機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・(資 17-6) 地震発生時においても、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急交通路などの交通機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化や施設の耐水化を図る。 	建設局
目 標			
令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 年 度	必須	1. 耐震化を含む老朽管渠の改築更新を実施 [建設局]	関係所属 建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
37	密集住宅市街地等の防災性向上	<ul style="list-style-type: none"> (震2-30-1) 「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地（以下「優先地区」という。）（約1,300ha）」を中心に、平成26年4月に策定した「密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づく目標の達成に向け、所管局は、地域住民等とも連携しながら、民間老朽木造住宅の建替え等を促進するとともに、民間活力を最大限引き出すために規制誘導手法を活用し、災害時における延焼拡大の遅延や、避難・消防活動の円滑化を図る。 (震2-30-2) 施策には具体的に整備事業を実施するもの（市街地再開発事業、土地区画整理事業）と、制度として災害に強い市街地の形成を誘導するものの（地区計画、都市再生特別地区、防火地域・準防火地域）がある。それらを有効に活用していくことにより効果的な整備を進め、市街地の防災構造化の促進を図っていく。 	都市整備局 建設局

目 標

令和 2 ~ 6 年 度	必 須	1. 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区の防災骨格となる都市計画道路を整備、R2年度を目指とした防災骨格形成率 ^(注11) 80%以上の確保、推進 [建設局] 2. 優先地区における避難場所となる都市公園の整備 [建設局] 3. 「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」に基づき、優先地区全体及び優先地区内にある21箇所の防災街区の半数以上において、不燃領域率 ^(注12) 40%以上かつ地区内閉塞度 ^(注13) レベル2達成（R2年度）に向け、区と連携した密集市街地対策の実施 [都市整備局] 4. 三国東地区及び淡路駅周辺地区土地区画整理事業の推進 [都市整備局]	関係所属
			建設局 都市整備局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
38	防災空間の整備・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・(震 2-30-3) 市域の農地は、農産物の供給だけでなく、農業体験・学習・交流の場の提供、防災、環境保全等の多面的な機能を有している。 <p>経済戦略局は、延焼の遮断帯や避難空間などの防災空間としての機能の重要性を考慮し、その適正な保全に努め、防災協力農地登録制度の推進などにより、その空間の活用を図る。</p>	経済戦略局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 大阪市防災協力農地制度の創設・維持 [経済戦略局]	関係所属 経済戦略局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
39	長期湛水の早期解消	・(震 2-33-1) 防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水に備え、破堤箇所の仮締切やポンプ場の機能確保等、早急な復旧策について検討を進める。	建設局

目 標

令 和 2 ~ 6 年 度	必 須	1. 防潮堤の破堤箇所からの溢水による長期湛水 ^(注 14) に関する復旧策、 対応手順の確認・改善 [建設局]	関係所属
			建設局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
40	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	<p>・（震 2-38-4）地震災害の規模やその態様等によつては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊^(注15)、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の集結場所等、充実した受入体制の整備に努める。</p>	消防局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 「緊急消防援助隊大阪市消防局受援計画」の確認・改善 [消防局]	関係所属 消防局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
41	消防活動体制の充実	<p>・(震2-38) 消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠なことから緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実にも努める。</p> <p>一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織などの育成と連携に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化も図る。</p>	消防局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 関係機関との協力体制強化に向けた連携訓練の実施 [消防局]	関係所属 消防局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
42	被災地域の食品衛生監視活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> （震2-42-2）災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施する。 	健康局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 災害時、避難所等で食事の提供を行うことが想定される社会福祉施設等の施設管理者や調理実務者に対する、食品の衛生的な取扱いについての指導 [健康局]	関係所属 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
43	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	・（震2-42）災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するため活動を実施する。	健康局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 感染症等の予防に関するマニュアル類の確認・改善 [健康局] 2. 感染症等の予防に関する訓練・研修及び知識の普及啓発の実施 [健康局] 3. 必要な薬資材備蓄状況の確認・改善 [健康局]	関係所属 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
44	愛護動物の救護	<ul style="list-style-type: none"> ・ (震 2-42-3) 関係機関・団体と相互に連携し、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域における愛護動物の保護・受入 (2) 避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 (3) 動物による人等への危害防止の応急対策を実施するよう体制の整備に努める。 	健康局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛護動物の保護体制について、近隣自治体及び関係団体と協力関係を構築 [健康局] 2. 大型犬や特定動物（人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）逸走時の対応整備 [健康局] 	関係所属 健康局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
45	遺体の適切な取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-47、48、49) 遺体の仮収容（安置）所の設置、遺体の収容、遺体の処理・身元確認等、斎場への遺体の搬送、遺体の火葬について、体制の整備に努める。 ・(震2-47-1) 区本部は災害が発生した場合に備えて、遺体仮収容（安置）所として利用できる区内にあるできるだけ堅牢な構造の公共施設、寺院等の管理者と協議を行い、遺体収容に適当な場所を確保する。 	環境局 危機管理室
目 標			
令和2年度	必須	1. 遺体の適切な取扱マニュアルの確認・改善 [危機管理室] 2. 遺体の仮収容（安置）所の確保 [全区]（実施済み区を除く） 3. 関係機関等との協力・連携体制の確認・改善 [全区] [環境局] [危機管理室]	関係所属 危機管理室 全区 環境局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
46	被災者の要望対応に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> （震2-51）災害発生時において甚大な被害が生じた場合、人心の動搖、混乱や情報不足・誤報などにより社会不安が生じるおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に市民等の要望等を反映させる。 （震2-51-1）臨時相談所に訪れた外国人への対応の際、必要に応じて、多言語支援センターに通訳・翻訳の支援を要請する。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ‐ 6 年 度	必須	1. 被災者の生活相談や援助業務等に関する専門相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 [経済戦略局] [市民局] [環境局] [都市整備局] [建設局] [港湾局] 2. 被災者の要望等を把握するために臨時相談所を必要に応じて設置できる体制の確認・改善 [全区] [市民局]	関係所属 経済戦略局 市民局 環境局 都市整備局 建設局 港湾局 全区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
47	住宅関連情報の提供体制の整備	・(震 2-52) 災害時における被災者用の住居として、利用可能な公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努めるなど、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図る。	都市整備局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1. 住宅関連情報の提供に係る関連機関との連携体制の確認・改善 [都市整備局] 2. 市立住まい情報センターを拠点とした災害時の住宅関連情報の提供体制の確認・改善 [都市整備局]	関係所属 都市整備局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
48	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (震2-52) 災害のため住宅の倒壊等を生じ、多数の市民が住居を失うこととなった場合、大阪府や他の公的団体等と連携し、市営住宅の活用や応急仮設住宅（建設型仮設住宅・借上型仮設住宅）の供与を行うことにより、被災者の居住の安定を図る。 (震 2-52-4) 被災者が、相当期間居住することを考慮して、公共空地の中から、ライフラインが整い、かつ、保健衛生上好適な場所を応急仮設住宅の建設候補地として選定する。 	都市整備局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 応急仮設住宅の提供に関する体制の確認・改善 [都市整備局] [危機管理室] 2. 応急仮設住宅用地の提供に向けた未利用地データの整備 [契約管財局]	関係所属 都市整備局 危機管理室 契約管財局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
49	建築物の 応急危険度判定 体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (震 2-53-3) 地震活動等による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの市民等が二次災害の危険にさらされる可能性があることから、それを回避するため、被災建築物の応急危険度判定の体制の整備を行う。 	都市整備局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 震災時における応急危険度判定活動における体制の確認・改善 [都市整備局] [都市計画局]	関係所属 都市整備局 都市計画局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
50	復興計画策定 マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> （震 3-2-1）復興のため、災害発生の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく体制の整備を図る。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	必須	1. 災害の初期段階から各所属・関係機関が連携して体制を整え、復興計画の策定に向けたマニュアルの作成 [危機管理室]	関係所属 危機管理室

番号	アクション名	アクション内容	主担当
51	災害復旧・復興 に資する 地図情報整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> (震 3-2-2) 復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。 	都市整備局 建設局
目 標			
令和 2 ~ 6 年 度	必須	1.道路区域線調査測量の推進 (490ha) [建設局] 2.土地区画整理事業の施行完了に伴う地図情報の整備 (10.0ha) [都市整備局]	関係所属 建設局 都市整備局

大阪市地域防災 アクションプラン

[任意アクション]

(所属が個別に取り組む事項)

番号	アクション名	アクション内容	主担当
1	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> （震2-3-5）職員収集予測及び業務詳細一覧をあらかじめ策定し、危機管理室に報告するとともに自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用する。また、必要に応じてその検証を行う。 なお、BCPの策定に当たっては、地域防災計画に定められた災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の継続を各所属で行えるよう、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 （震2-3-5）災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるよう受援体制の構築を計画しておくとともに、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。 	危機管理室

目 標

令和 2～6 年度	任 意	1. 大規模災害に伴う行政機能の大幅低下による災害対応の困難化を視野にいれた体制整備 [住之江区]	関係所属
			住之江区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
3	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> （震2-25-1）市職員は災害応急活動の実行上の主体として、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 （震2-26）本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した実践的な訓練を積極的に実施する。 	危機管理室
目 標			
令和 2 ～ 6 年度	任意	1. 大規模災害によって、自ら被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることも視野に入れて、必要な体制整備に努めること [都市計画局]	関係所属 都市計画局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
23	的確な避難勧告等の実施・伝達	<ul style="list-style-type: none"> (震2-17) 市民等や事業者、自主防災組織は、あらかじめ避難場所、避難所及び避難経路等の確認や、応急措置に関する情報の収集手段の確保に努めるとともに、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときには、自ら積極的に情報の収集に努めるものとする。 (震 2-17-5) 即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、即時浸水区域を含む区は、津波からの避難の勧告、指示の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実するための方法について検討を行う。 	危機管理室
目 標			
令和 2 5 6 年 度	任 意	<ol style="list-style-type: none"> 広報資料等を作成し、地震に伴う堤防沈下等による浸水の危険性や避難計画等の周知を行うこと [大正区] 即時避難後の行動には、津波情報などが不可欠であることから、津波からの避難の勧告、指示の伝達方法に加え、即時浸水地域への情報伝達を充実すること [大正区] 	関係所属 大正区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
25	帰宅困難者対策の確立	<p>・(震 2-20-2) 一斉帰宅を抑制するために、企業・事業所などが従業員の保護・情報の収集・宿泊所の確保・食料の備蓄など、組織での対応に努めるよう、本市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。</p> <p>また、発災時間帯別に企業・事業所などが従業員等にとるべき行動を示した計画の策定についても働きかけを行う。</p>	危機管理室
目 標			
令和 2 5 6 年 度	任意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内の事業者に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行うこと [全区] 2. ターミナル駅周辺の企業・事業所等に対し、滞留スペースの提供や滞留者への支援を求めるなど、帰宅困難者を支援できる環境づくりに努めること [大正区] 	関係所属 全区 大正区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
27	在住外国人への防災意識啓発活動の推進	<p>・(震 2-22) 居住する外国人に対して、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努める。来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努める。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実を図る。</p> <p>・(震 2-22-1) 災害による被害の軽減を図るために、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動に努める。</p> <p>外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努め、併せて、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図る。</p>	全区
目 標			
令和2～6年度	任意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済戦略局及び国際交流センター等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努めること [大正区] 2. 危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図ること [大正区] 3. 広域避難場所・災害時避難所等の案内板や標識類について、多言語化ややさしい日本語表記を行うとともに、日本人、外国人の区別なく一目で避難所とわかるよう防災ピクトグラムを表示する等、外国人に配慮した整備を行うこと [大正区] 	関係所属 大正区

番号	アクション名	アクション内容	主担当
29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	<ul style="list-style-type: none"> ・(震2-25-1) 平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならず、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(震 2-25-1) 本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う。このため、各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図る。 	危機管理室
目 標			
令和25年度	任意	1. 本市職員は自ら、災害応急対策活動の実行上の主体として、平素から本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う。このため、各所属は、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図ること [都市計画局]	関係所属 都市計画局

番号	アクション名	アクション内容	主担当
35	水道の早期復旧及び 飲用水、生活雑用水等 の確保	<ul style="list-style-type: none"> （震2-42-4）災害後一定の期間を経過すると、水洗トイレ等の生活雑用水の急激な需要増が想定される。このため、水道による生活用水の供給体制を補完する観点から、生活雑用水を確保することは有効であり、施設・資器材の整備が必要となる。必要に応じ、下水処理場、農業用井戸及び学校のプールの水を近隣の地域に利用可能にするための施設・資器材の整備等を図っていく。 （震2-44-2）災害後の飲料水及び医療用水並びに生活用水・都市活動用水の確保については備蓄、運搬給水様式、拠点応急給水様式により必要量の確保を行う。 	建設局 水道局
目 標			
令和 2 ～ 6 年 度	任 意	1. 災害後一定の期間経過後に需要増が想定される水洗トイレ等の生活雑用水に用いる必要があるため、水質の状況により市内の学校のプールの水を利用ができる仕組みの構築を行うこと [大正区] 2. 市内の学校のプールの水について、水質の状況により生活雑用水等への利用を検討すること [西成区]	関係所属 大正区 西成区

<令和元年度までの各アクションの取扱一覧>

※網掛は完了又は再編したアクション

テーマ	分野	No	アクション名	主担当	対応
総則	計画の方針	1	地区防災計画の策定支援	危機管理室	完了
活動体制 の整備	活動体制	2	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	継続[1]
		3	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	H29 AP2 へ統合	—
		4	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	継続[3]
		5	迅速・的確な情報連絡体制確保	危機管理室	再編[2]
		6	災害時医療体制の整備	健康局	継続[4]
	協働・協力体制	7	医薬品、医療用資器材の確保	健康局	継続[5]
		8	大規模災害時における受援力の向上	H29 AP2 へ統合	—
		9	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	継続[6]
		10	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	継続[7]
		11	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	継続[9]
	災害広報	12	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	継続[10]
		13	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、 建設局、港湾局、 該当区	継続[12]
		14	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	継続[13]
		15	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、 市民局	継続[14]
		4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室	—
活動拠点等の確保	災害広報	14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	—
		16	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、 都市整備局	継続[15]
		17	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局	継続[16]
		18	水道施設の耐震化等の推進	水道局	継続[17]
		19	迅速な道路啓閉の実施	建設局、港湾局	継続[18]
		20	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室	完了
		21	迅速な航路啓閉の実施	建設局、港湾局	完了
		22	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	継続[20]
	避難・安全確保	63	市設建築物の応急対策	危機管理室	継続[21]
		23	地下空間対策の促進	危機管理室	継続[22]

	24	的確な避難勧告等の判断・伝達	危機管理室	継続[23]
	25	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	継続[24]
	26	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室	再編[9]
	27	社会福祉施設の避難体制の確保	危機管理室	再編[11]
	28	し尿の適正処理	環境局	完了
	29	鉄道施設の耐震化、浸水対策	H30.4.1 交通局 民営化のため終了	—
	30	帰宅困難者対策の確立	危機管理室	継続[25]
	31	外国人に対する情報発信の充実	経済戦略局	再編[13]
	3(再掲)	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	—	—
	9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	—
	10(再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室	—
	12(再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室	—
	13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、 建設局、港湾局、 該当区	—
	14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室	—
	23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室	—
学校等	32	保育所・学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保	こども青少年局、 教育委員会事務 局	完了
	33	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	教育委員会事務 局	完了
予防応急 対策	防災教育・訓練	34	ハザードマップ等の作成・啓発	H29 AP35へ統 合
		35	防災意識の啓発	危機管理室
		36	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	経済戦略局
		37	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室
		2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室
		4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
		23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室
		26(再掲)	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室

	32(再掲)	保育所・学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保	こども青少年局、 教育委員会事務 局	—
予防応急 対策	38	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局	継続[30]
	39	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市計画局、 都市交通局、 都市整備局	継続[31]
	40	市街地の浸水対策	建設局	継続[32]
	41	水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	継続[34]
	42	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	継続[35]
	43	災害時における下水道機能の確保	建設局	継続[36]
	13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、港湾局、 該当区	—
	16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、 都市整備局	—
	17(再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局	—
	18(再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局	—
	28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	—
	35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	—
	44	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、 建設局	継続[37]
市街地の 防災性向上	13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	建設局、港湾局、 該当区	—
	39(再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市計画局、 都市交通局、 都市整備局	—
	40(再掲)	市街地の浸水対策	建設局	—
津波対策	45	長期湛水の早期解消	建設局、港湾局	継続[39]
	46	船舶の津波対策の推進	港湾局	完了
	47	津波防御施設の閉鎖体制の充実	港湾局	完了
	21(再掲)	迅速な航路啓開の実施	建設局、港湾局	—

	38(再掲)	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局	—	
危険物対策	48	管理化学物質の災害予防対策	環境局	完了	
消防体制	49	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防局	継続[40]	
	50	消防活動体制の充実	消防局	継続[41]	
	11(再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室	—	
	16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、 都市整備局	—	
	25(再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局	—	
	41(再掲)	水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局	—	
社会環境 の確保	医療・救護	6(再掲)	災害時医療体制の整備	健康局	—
		7(再掲)	医薬品、医療用資機材の確保	健康局	—
		9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局	—
	衛生・廃棄物等	51	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局	継続[42]
		52	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	健康局	継続[43]
		53	愛護動物の救護	健康局	継続[44]
		54	生活ごみの適正処理	環境局	完了
		55	災害廃棄物の適正処理	環境局	完了
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	—
	生活物資	20(再掲)	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室	—
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局	—
		35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室	—
		42(再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局	—
	行方不明者の捜索・遺体の処理・火葬	56	遺体対策の体制整備	危機管理室、 環境局	継続[45]
被災者支援	広聴	57	被災者の要望対応に向けた体制の整備	危機管理室	継続[46]
	住宅	58	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局	継続[47]
		59	被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局	継続[48]
		60	建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局	継続[49]
	義援金品	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	—
	金融支援等	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室	—
災害復旧・復興対策		61	復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室	継続[50]
		62	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進	都市整備局、建 設局、港湾局	継続[51]
		2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室	—

<用語集>

注 1. **BCP（業務継続計画）** : 1 業務継続体制及び災害復旧体制の整備

- ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても取り組むべき、最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画。（BCP：Business Continuity Plan の略。）

注 2. **要配慮者** : 7 福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者。

注 3. **避難行動要支援者** : 10 「避難行動要支援者」支援の充実

- 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。

注 4. **津波避難施設（津波避難ビル、水害時避難ビル）**

: 12 避難施設の確保及び防災空間の整備

- 市民等が津波・水害から一時的または緊急に避難・退避する施設。

注 5. **国のガイドライン** : 17 水道施設の耐震化等の推進

- 2017（平成29）年5月に、厚生労働省がとりまとめた「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」。

注 6. **重要給水施設** : 17 水道施設の耐震化等の推進

- 災害医療や避難対策及び災害対応における給水の重要性を考慮して選定される施設であり、国のガイドラインによると、選定施設の種別として、医療機関、避難場所・避難地、避難所、福祉施設及び防災拠点等が挙げられる。

注 7. **「耐震管」化** : 17 水道施設の耐震化等の推進

- 鉄管だけでなく、地震の揺れで継手部分が抜け出す恐れのあるダクタイル鉄管についても、離脱防止継手を有するダクタイル鉄管または溶接鋼管へと更新すること。

注 8. **道路啓開** : 18 迅速な道路啓開の実施

- 被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

注 9. **帰宅困難者** : 25 帰宅困難者対策の促進

- 勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。

注 10. **多言語支援センター** : 26 災害時の外国人への情報提供等

- 大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために、多言語で災害に係る情報を提供する機関。

注1 1. **防災骨格形成率** : 37 密集住宅市街地等の防災性向上

- ・「骨格路線の整備完了延長／骨格路線全延長」により算出。

* 骨格路線とは、防災骨格を形成する都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

注1 2. **不燃領域率** : 37 密集住宅市街地等の防災性向上

- ・市街地大火の危険性を判定するための市街地の「燃えにくさ」を表す指標で、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算定される。40%以上になると、市街地の焼失率は急激に低下し、延焼の危険性は低くなる。

注1 3. **地区内閉塞度** : 37 密集住宅市街地等の防災性向上

- ・地震時等に地区内の道路を通じて周縁部まで避難できる「逃げやすさ」を表す指標で、道路状況などから算定される。5段階のうち、レベル1またはレベル2であれば、道路閉塞の危険性は低くなる。

注1 4. **長期湛水** : 39 長期湛水の早期解消

- ・市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

注1 5. **緊急消防援助隊** : 40 緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備

- ・被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度。